

関西労働者安全センター

関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター
2010. 10.10発行〈通巻第406号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●労働災害防止は中小職場対策が決め手

労災防止指導員制度廃止後の道すじは? 2

●連載 それぞれのアスベスト禍 その9 古川和子 8

●インドネシア アスベスト会議 10

●アスベスト報道ダイジェスト 2010年9月 12

●韓国からのニュース 13

●前線から(ニュース) 18

泉南アスベスト国賠訴訟に早期解決を! 控訴審を前に集会 大阪

9月の新聞記事から/19
表紙/アジア・反アスベスト会議2010年10月17日
(バンドン・インドネシア)

'10 10

労働災害防止は 中小職場対策が決め手

労災防止指導員制度廃止後の道すじは？

突然廃止になった労災指導員制度

労災防止指導員という国の制度がある。中小規模事業場で労働災害が多発する状況に、行政指導や刑事罰によるだけではなく、民間の災害防止のノウハウを活用しようと、企業内の安全衛生対策について経験豊富な人を選任して、個別の事業場にアドバイスを行なうという制度である。昭和40年に創設され、非常勤国家公務員として各労働基準監督署に配置、その所轄地域内の事業場がピックアップされ年に数回指導に赴く。

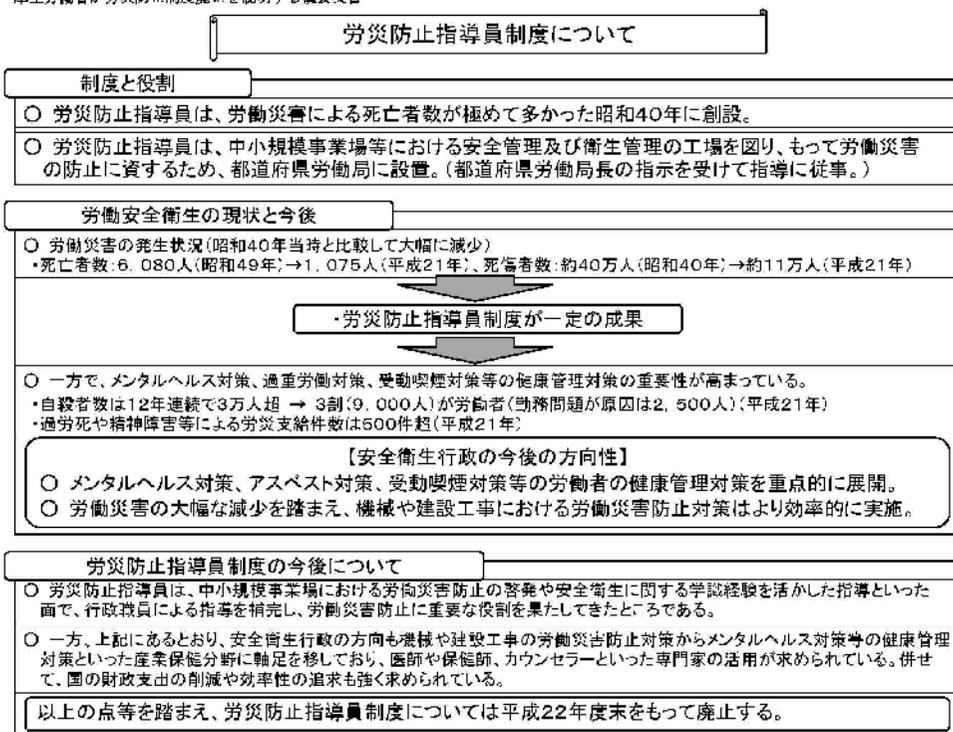
どういう人がやっているかという点、多くは建設業や製造業等の企業で、安全衛生対策の業務に就いてきた現役またはOBの担当者、それに地域の労働組合から推薦された安全衛生担当者が選任されている。労災防止指導員は労働基準監督官とは違い、司法警察権を持って取り締まる立場ではなく、いわば災害防止対策の進め方を伝授するのが役目である。人数は全国で1281人、各労働基準監督署でいたい4名程度が職務についていることになる。

その労災防止指導員制度を今年度限りで廃止するという方針が、この9月に前触れもなく、突然に決められた。通常、労働安全

衛生の諸施策については、公労使で構成される労働基準審議会での議論を経て改廃の方針が定められる。とくに中小事業場対策というような普遍的なテーマならば、厚生労働省の事務局はまず「専門検討会」のような場を設置して状況を把握できる数値データ等を可能な限り提出して議論を重ねて一定の素案を作り、その上で審議会の検討に委ねるとするのが普通だ。にも関わらず、突然決められたのには理由がある。厚生労働省内事業仕分けだ。

厚生労働省が省内事業仕分けを開始したのは今年の4月、6月28日の第14回目で「安全衛生指導業務」が仕分け対象となり、労災防止指導員制度が取り上げられたというわけである。結としては「事業は継続するが更なる見直しが必要」と仕分けられ、指導員制度については次のような意見が付された。

「労災防止指導員制度は、現状ならば廃止して良いと考える。ただし、メンタルヘルス対策を強化し新しい制度にした上で、飛躍的に充実させて、安全衛生指導の中核にしていくという選択もあるかもしれない、『何となく削減』ではなく、今後の方向性を明確に。労働災害をめぐる状況が質も大きく変化しており、『本省一労働局一監督署』の行政体制も



含めて、施策全体の思い切った再編成が必要なのではないか。」
 「早急に廃止すべき。」

地味だが着実だった 労災防止指導員の効

実際に指導員が個別の事業場を指導する様子はどんなものだろうか。通常、所轄の労働基準監督署から、労働災害が発生して安全衛生対策上問題がありそうな事業場を指定され、そこに通常2名の指導員が訪れることとなる。当該職場の経営者や労働者から状況を聞き、現場に立ち入り、改善が必要なところをチェック、改善方法等役立ちそうな情報を提供する。

事業場側は、アドバイスを参考にして職場改善のステップにする例も多いが、ときには指導自体に迷惑顔で付き合いのような事例もある。

指導レベルについては、労働組合が推薦する指導員の場合、連合の地方組織が研修会を実施している場合もあるが、多くは個人の経験に委ねられる。また厚生労働省も5年ごとに策定する労働災害防止計画で指導員制度に触れているものの、とくにスキルアップのような手当をしていない。そうしたことから地方局毎のバラつきが大きいことは容易に想像され、場合によってはほとんど形骸化してしまっていることもある。

ただ厚生労働省が廃止方針を説明した概要文書によると、平成21年の労災防止指導

員による個指導事業場数は 2915 となっており、2800 万円という予算額からみて指導実績は少なくないともいえるのである。毎年全国産業安全衛生大会に併せて開催される全国労災防止指導員交流集会で披露される指導経験は、長年の経験を社会に還元する指導員のボランティア精神にあふれるものも多い。

もちろん指導員は非常勤国家公務員として報酬を受けるが、その額は決して多いとはいえず、やはり実態は労災防止活動のボランティアということになる。

まだまだ減らせる日本の労働災害

さて、昨年労働災害で死亡した人の数は 1075 人である。一昨年が 1268 人だったから一気に 200 人近く減少し、過去最小の数字となった。経済状況の反映があることは明らかだが、2 千人台半ばで推移し続けた 90 年代から比べると、2000 年以降の減少傾向は経済状況だけでは説明がつかない。厚生労働省が公表したアンケート等による分析では、ヒヤリハットやKY（危険予知）活動、それにリスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムというような新たな安全衛生対策が功を奏しているとしている。

実際、KY活動等は従来から行われてきたが、06 年の改正労働安全衛生法で位置づけられたリスクアセスメント等の自主対応型の安全衛生活動の普及がもたらした効果は明らかといえるだろう。

ただ、外国の統計数字を見ると自画自賛できるような数字でないことが分かる。6 月

に英国安全衛生庁が公表した 09 年度（日本は年単位だが英国は 4 月～3 月の年度単位）の労働災害死亡者数は、なんと 151 人である。英国はここ数年 230 人前後で推移していたが、昨年度は大幅に減少したというのだ。

英国の雇用労働者数がだいたい日本の半分なので、英国水準の安全衛生対策なら 300 人ぐらいになるという計算も成り立つ。なんでそんなに少なくできているのかといえば、英国の自主対応型安全衛生活動は、70 年代半ばまで遡るとい歴史があるということ、それに業種ごとのきめ細かな安全衛生対策が地域密着で展開されていることだと言われている。

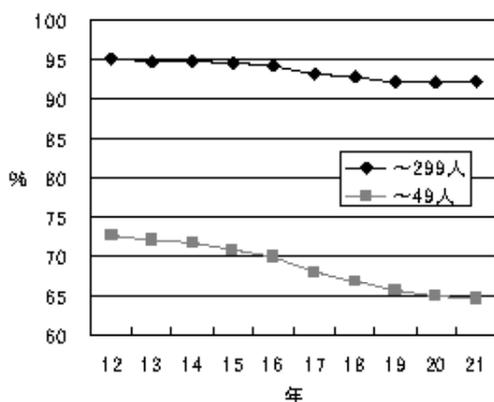
日本の労働災害防止は、まだまだこれからやることが多いのである。

小さな企業の労働者は 2 倍危ない 現実にどう対策を講じるのか

「事業場規模別の労働災害の発生状況は、死傷者数で見ると労働者数 50 人未満の事業場で全体の 3 ぶんの 2 を占め、労働者数 300 人未満で全体の 9 割以上を占めている。規模別の年千人率は、労働者数 50 人未満の事業場は、労働者数 300 人以上の事業場に比べて約 2 倍である。また、労働災害発生率の規模間格差は、必ずしも縮小していない。」

国によって 5 年ごとに策定され、計画的に労働災害を防止するための施策を展開するための指針となっている、第 11 次労働災害防止計画に出てくるくぐりである。平成 20 年

中小事業場での災害比率



に策定され、現在3年目を迎えている。

要するに小さな企業に勤めている労働者は、大きな企業に勤めている労働者に比べて、2倍もケガや病気になりやすいということである。いうまでもなく、憲法で勤労権、生存権が保障されているが、所属する企業の大きさが2倍も命や健康の問題で格差があるなどというのは由々しきこととすべきではなかろうか。早急に対策を…、といきたいところだが、この実態は何十年も前から話。

労働安全衛生法制定の翌年の昭和48年に策定された、第4次労働災害防止計画で具体的に指摘されて以来、ずっと表記され続けてきているのだ。例えば昭和53年の第5次計画では次のように指摘されている。

「…大企業と中小企業との労働災害の発生についての格差が拡大され、例えば、製造業については、労働者数50人未満の事業場の災害発生率は、1,000人以上の事業場の11倍となっている等中小企業における労働災害の発生率は高い。」

何十年も指摘し続けていること自体が、

有効な施策を展開してこなかったことの証左ということになる。残念なことにも国、厚生労働省は、これという施策を実行できていないのだ。

アイデアはあるにはある。例えば中小の事業場団体が共同で安全衛生の取り組みを計画的にやるとき、国が財政的な助成措置をとる「たんぼぼプラン」というユニークな施策は、すでに数十年続いているが、ささやかな施策という感を否めない。

地域産業保健センター

あるにはあるが

災害防止というより、健康確保策という点では、平成5年に始まった地域産業保健センター事業が、労働者数50人未満事業場を対象として活動を行っている。法律上産業医選任が義務付けられていない小規模の事業場について、産業保健サービスを受けられるようにするという大いに意味のある事業である。

この施策の根拠となった92年5月の「産業医のあり方に関する検討会報告書」は次のように述べている。

「およそ人の生存権に深く関わる健康についての諸施策は、すべての労働者が均しくそれぞれに必要な便益を供与されることが目標とされるべきであり、所属する企業の経営基盤の大小により格差が生じてはならない。」

おそらく、労働基準行政に少しなりとも関心を持つ人なら、ほとんどが賛同できる価値観といえる格調高い表記で小規模事業場

都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の設置について（案）

厚生労働省労働基準局安全衛生部

1 設置

都道府県労働局が推進する安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働組合及び使用者団体の推薦者で構成する会議を設置し、地域における労働災害防止対策、特に労働者の健康管理のあり方について議論するとともに、対策の実施状況の評価等を行うこととする。

2 名称

名称は、「〇〇労働局安全衛生労使専門家会議」とする。

3 構成

委員の人数は以下のとおりとし、都道府県労働局長が委嘱する。

なお、委員の名称は「安全衛生専門員」とする。

労働組合推薦者 5～8名

使用者団体推薦者 5～8名

※ 公益委員は参画しない。労使推薦者は同数とする。無報酬とするが、旅費については支弁する。

4 審議事項等

会議においては、現場実態を知る専門家の立揚から、以下の事項について審議する。会議で出た意見については、地域の安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするために活用する。

- (1) 労働災害の再発防止策の検討等労働災害の防止に関する事
- (2) リスクアセスメントの普及促進に関する事
- (3) 労働者のメンタルヘルス対策の推進に関する事
- (4) 労働者の自殺防止対策に関する事
- (5) 過労死の予防等の健康管理対策に関する事
- (6) 職場における受動喫煙対策に関する事
- (7) 石綿等による職業性疾病の予防に関する事
- (8) 地方自治体、関係団体等との連携に関する事
- (9) その他現場に対する安全パトロールを実施する

5 開催頻度

毎年2回開催する。なお、必要に応じ随時開催することができる。

対策の根拠を謳っている。

ところがこの地域産業保健センター、地域医師会に委託事業として設置されているが、なかなか地域に根付いた産業保健機関として知られるところまでいっていない。もちろん運営する担当者の熱心さにより活発な活動で成果をあげているセンターもあるが地域格差は大きく、ほとんど休眠状態としか思えないセンターも少なくない。

地域密着の施策がない現行中小対策 新たな施策が必要

それではきめ細やかな小規模事業場の労働災害防止のための活動は、どのような方法があるのだろうか。目立たないが長いあいだ全国で活動が進められてきたのが労災防止指導員制度なのである。

厚生労働省の廃止へ向けた概要説明資料によれば、指導員制度は昭和40年という災害多発の時代に創設されたものであって、時代はかわり、今はメンタルヘルスなどの対策に比重をおくべきであるという。そして効的、効率的な対策にシフトすべきと。

事業仕分けに提出されている資料によると、その効果的、効率的対策としてあげて

いるのは労働安全コンサルタントの活用となっている。しかし専門職としてコンサルタント業務の効果をどのようにして中小事業場の現場に及ぼすというのか、この点についての具体的な記述はない。

そして厚生労働省は、労災防止指導員制度に替わって来年度より都道府県労働局に「安全衛生労使専門家会議」を新たに設置するという。労使団体が推薦する無報酬の専門員を集めて「現場実態を踏まえたより効的かつ効率的」な安全衛生施策について議論して対策の実施状況を評価するとしている。審議事項では最後に「安全パトロールを実施」などと記載されているが、年2回開催でどういった進め方をするのかイメージさえわからない内容となっている。

いずれにしろ、すべての労働災害のうち9割を引き受けてしまっている300人未満事業場の労働者への対策が、ほとんど何もない現状を打開する取り組みが必要な状況である。これまでどのような効果があり、何が不足していたのかという点について総括をした上で、地域に密着した個別の事業主や労働者の災害防止活動への足がかりになるような新たな施策が必要といえるだろう。



頸肩腕障害などの 上肢障害認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題
に取り組む医師・医療ソーシャルワーカー・労組関
係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議
発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)
体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー
定価 1,995円(本体1,900円+税)

連載 それぞれのアスベスト禍 その9

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

夢なかばに

NHK朝の連続ドラマ「ゲゲゲの女房」が大好評で終了した。私はドラマを見ていなかったが「ゲゲゲの鬼太郎」には、ひとしおの思い出が有った。それは2008年の3月、鳥取県米子市在住の元船員が中皮腫を発症しているという相談電話があったからだ。

日本海に面した鳥取県米子市の静かな街に、佐乗崇視さん(当時57歳)というカメラマンがいた。佐乗崇視さんは昭和45年3月11日に千代田汽船に入社して昭和55年5月11日の退職時まで甲板部にて勤務していた。その後は、元来カメラ好きだったので写真撮影の趣味を生かし山陰放送の契約社員として、報道ニュースをはじめグルメ番組など多くの番組制作にかかわってきた。カメラを手に、日本はもとより世界各地を取材して廻ったという。

その様な働き盛りの佐乗さんを襲った胸膜中皮腫の為に、闘病を余儀なくされた。契約社員だった為にたちまち収入の道は途絶えた。自分で労災申請の手続きを開始したが専門用語等も有り、なかなか捗らなかった。その様な折にセンターに相談が有り、例によって郵船OBの真田さんに協力を求め

て米子市まで同行して貰った。

米子駅で真田さんと待ち合わせをした。真田さんを待っている間に私の目に飛び込んできたのは「目玉」ばかり。ここでやっと気がついた。米子市は、水木しげる原作「ゲゲゲの鬼太郎」発祥の地であり、マンガに登場する「ねこ娘」列車があるほどだ。

運よく、親交の有った元同僚証言も得られた。佐乗さんは甲板員だったが、荷役の積み下ろしで石綿袋を取り扱っていた事や、船内のパイプ等には断熱材が巻きつけてあり劣化すると石綿が飛散していた可能性もある事などなど、重要な証言が得られた。さらに鳥取大学病院の医師も快く病理組織検査の協力を約束してくれた。

しかし当時の職業で危険性を知らされずに働いてきた佐乗さんは、所持していた船員手帳もいつしか「過去の思い出」となり、その殆どを処分してしまった。当時佐乗さんの手元にある船員手帳は「昭和54年7月26日～昭和55年1月15日」までの日付の一冊のみで認定基準を満たすには不十分だった。また当時勤務していた千代田汽船は既に廃業していて乗船履歴の発行は不可能だ。困っていた我々が見つけたのは「船員失業証明書」だった。船員失業証明書においては千代田汽船退職時に会社が発行した紛れも



担当番組のポスターを持った佐楽さん

無い「在職証明」であり、平均賃金までもが記載されているので、在職証明・乗船履歴・船員手帳などに代わるものとしてこれ以上の公的証明はない。

船員からプロカメラマンへ転向した佐楽さんに興味を持った私は、かつてクボタショックの掘り起こしで一緒に取材をしてきた野崎朋未さんと再び米子市を訪問した。野崎さん持参のビデオカメラを廻しながら、佐楽さん夫妻から話を聞いたが「先輩の前でカメラを廻すのは緊張する」と盛んに野崎さんは言っていた。この時は船の話ではなく、カメラマンとしての仕事の話を嬉々として語ってくれた。主にグルメ番組が好きで、世界中を食べ歩いたという。そして野崎さんと私を感動させたのは、仕事以外のエピソードだった。佐楽さんは契約社員なので、発病と同時に収入が途絶えた。すると彼のいた職場の仲間達が広く呼び掛けて「見舞金」を集めてくれたのだ。病院に持参した「お見舞い」の封筒のあまりの分厚さに驚いたが、中を開けてびっくりしたという。なんと200万円

も入っていた。事実上のカンパだ。「早く仕事に帰ってこい」と励ます、皆の厚意に佐楽さんは涙が止まらなかったという。

私達が訪問している最中に携帯に電話が入った。佐楽さんが何やら興奮している。聞けば、病院の窓から見える小高い山に、担当番組の仲間数人が登って手を振っているそうだ。此方からは人影を確認できるが、山からは数ある病室の窓を特定するのは難しそうだ。

そこで私は、傍らに置いてあった番組ポスターを窓に掲げるよう勧めた。すると山からも確認できたと携帯に電話が入った。人影は大きく手を振っている。佐楽さんも寝たきりのベッドの上から必死で手を動かした。「あの人影が部長です、あの横は・・・」と興奮しながら説明してくれた。野崎さんが持参したカメラは高倍率だから望遠鏡のかわりになったようで、佐楽さんはとても嬉しそうだった。

感動的な瞬間を共有し胸がいっぱいになりながら、野崎さんと帰路に就いた。「船員失業証明書」の発見で申請作業は順調に進み、佐楽さんは労災認定となった。しかし連絡を受ける数日前に亡くなった。もう少し早ければ・・・と悔やまれた。

(つづく)



◆インドネシア アスベスト会議

インドネシアのバンドンで10月17日にアジア・反アスベスト会議、18日にANROAV (The Asian Network for the Rights of Occupational Accident Victims)の国際会議が開かれた。関連新聞記事を紹介する。

■「インドネシアは、現在世界でも4番目にアスベスト使用量が多い国です」安全衛生コーディネーターのダリスマン氏は9月30日(木)、バンドンで開かれた安全衛生会議においてこのように語った。

石綿肺は職業関連疾患の一つであり、アスベスト自体も有害物質に指定されている。このアスベストを多量に使用する産業において発生する疾病が石綿肺である。

死に至るこの疾病の特徴は胸膜の炎症および肥厚である。この状態は肺の縮小と硬化を引き起こす原因となる。

ダリスマンによると、この疾病は通常のレントゲンでは診断できず、CTでないと石綿肺の発見はできないという。罹患リスクはアスベストの吸引のレベルや頻度に大きく影響される。

すでに何カ国もが、この病気に苦しむ被害者の増加に従いアスベスト使用を禁止している。たとえばイギリスでは、国内産業におけるアスベスト使用のピークが1970年であるが、1999年にアスベスト疾病罹患者のピークが来ている。また、オランダでは1976年のアスベスト消費量が最大になっており、これに対し罹患者のピークは1997年である。日本においても「クボタ・ショック」と呼ばれるアスベスト被害の爆発的増加が2005年に起こった。

これらの事例が示すものは、単に当該産業の労働者のみが疾病リスクを負っているというわけではない、ということである。アスベスト関連疾患は工場半径2km以内のア

スベスト粉じんを吸った地域住民からも見つかっているのである。

ヨーロッパ諸国、アメリカ、日本、韓国などは、含有製品を含んだアスベスト使用禁止の法制度が整っている。タイ国でも同様の規制がなされようとしているところである。現在は大多数の発展途上国がまだアスベストを使用しており、インドネシアは原料をロシア、カナダ、ブラジルから輸入している。

氏のデータによれば、1951年にインドネシアの工業において利用が始まって以来、原料輸入は2000年から急増し、2006年には60,000トンの輸入により世界の利用国ベスト10に入り、また2009年には、輸入が90,000トンに達し、世界第4位の利用国になった。

また、データからは、国内28社が原材料としてアスベストを使用していることがわかった。主な製品は自動車等のブレーキシュー、または屋根材である。アスベスト産業は、マラン、タンゲラン、プカシ、ジャカルタ、チピノンにある。

ダリスマンは、インドネシア政府がこの有害物質による疾病について市民に警告を発しなくてはならない、と語る。なぜならばアスベスト粉じん暴露のリスクは、工場で働く者だけではなく、地域住民にも同様にあるためである。あるアスベスト製品工場の周辺2キロメートルには、幼稚園、小学校、中学校、高校が合わせて10数校あるのである。

ダリスマンによると、インドネシアでは未だ当該疾病の報告はないという。それは、まだ多くの医療関係者が職業リスクからこのような疾病が発生することを理解していないということ、あわせて職業性疾患の症例報告数が極端に少ないことが理由ではないかと考えている。

ワルヒ(インドネシア環境フォーラム)執行部のドゥウィ・サウンはまた別の観点から次のように指摘した。「石綿肺はすでにイ

インドネシアでも発生しています。しかし公式にどこにも発表されていないのは、一重にインドネシアで、健康関連データ収集ができていないせいではないでしょうか」彼は、バンドンのロティンスル医師から石綿肺の患者に関する情報を得たが、当の患者は急にいなくなり、罹患原因を特定するにいたらなかったケースを挙げながらこのように述べた。

10月17日には、ここバンドンで今年のアジア・反アスベスト会議が開催される。世界中から反アスベストの活動家が参加することになり、この会議が今後のインドネシアにおける反アスベスト運動の後押しとなるだろう。テンポ誌 2010年9月30日

■インドネシアは、労働者の職業性疾患の罹患リスクの高さが世界でも十指に入る。もちろん、現在に至るまでこの事態を裏付ける正式データがあるわけではない。しかし、わが国には、労働の結果病気になったとしても、それに対する保険もないのである。

これは、10月18日、ホテル・ホライズン・バンドンで開かれたANROAV国際会議の記者会見で発表された内容である。20日まで開催される当会議は、労働者代表、活動家、被災者、そしてアジア22カ国からの各団体からの参加者で構成されている。

安全衛生ローカルイニシアチブネットワークのダリスマンによると、インドネシアは過去30年以上様々な有害物質を輸入してきたが、その危険性や関連疾患について何ら対策をとってきていない、という。

「皮肉なことに、職業関連疾病ではないかと思われる症状でも、きちんとした診断を医師から得られません。医師の持つ知識が限られているからです。たとえば石綿肺も結核と診断されてしまいがちです」

石綿肺についてのデータに関していえば、アスベストを原材料として使用している企業数すら把握できていないという。ダリス

マンらの調査によって、ようやく28社、10,972人の労働者がいると特定できた。

「これはほんの一部です。労働者社会保障制度に加入している企業のみが判明しただけですから。当制度にはインドネシアの企業は30%しか加入していませんし、残り70%は労働者の社会保障加入はおろか、アスベストを使用しているかどうかもわかりません。インフォーマルセクターの労働者については言うまでもありません」とダリスマンは続けた。

2009年にはインドネシアは80,000トンから90,000トンのアスベストを輸入しているが、皮肉にもそれらのアスベストはカナダのようなアスベスト使用禁止国から送られてくるのである。

「わが国政府の定めるばく露許容濃度も高すぎます。外国の許容濃度が0.001ミクロンなのに対し、0.2ミクロンですよ」とダリスマンは語る。

香港を拠点とするAMRC代表のサンジブ・パンディタは、毎年100万人の労働者が職業関連疾病に罹患しているという。今までメディアに出てくるテーマでなかっただけに、今後注目して行かなくてはならない問題である。また、職業性疾患に罹患しても、保険適用が認められない国が多いということも挙げられた。

「たとえばインドネシア。政府が職業性疾患リストを設けているにも関わらず、未だこれら疾病の診断を受けた労働者がいない。未だ保険の適用を受けた労働者がいないのです」とサンジブは続けた。

A-BANコーディネーターの古谷杉郎は、職業性疾病についての理解の促進には時間がかかるかもしれない、しかし、無策のままでは将来の大災害につながるおそれがあるため、急がなくてはならない、と語った。

ピキラン・ラヤット紙 2010年10月18日

(翻訳: 酒井恭輔)

アスベスト報道ダイジェスト 2010年9月

9/1 神戸港湾労働組合協議会と港運同盟兵庫地方本部は港湾労働者向けにアスベスト被害の相談に応じる常設の電話窓口(078-333-5593)を開設する。神戸港の石綿輸入量は1975年以降、国内主要港の中でもトップレベルで推移、港湾労働者は大量の石綿を扱っていた。しかし、石綿被害で労災認定を受けたのは44人、被害に気づいていない人が多数いる可能性があるという。

アスベスト関連がんの中皮腫でありながら、病気を見逃されたまま亡くなり、国際的な報告から漏れた患者が、途上国を中心に最近15年間で約4万人いると推計されることが、産業医科大学の高橋謙教授の研究で分かった。京都市で開催の第10回国際中皮腫会議学術集会で発表した。世界保健機関に94~08年に報告された日韓や欧米などの56カ国の中皮腫死者数を収集。計9万2000人だが、欠落した年の死者数も推計して補足した結果、17万4300人と計算された。一方で、石綿を使用しているのに中皮腫死者数の報告がない国が、33カ国ある。石綿使用量と中皮腫死者との統計的関係に着目し分析し、33カ国の死者を3万8900人と割り出した。

9/3 アスベスト被害の救済を巡り、退職者に団体交渉権を認めないとした兵庫県労働委員会の決定は違法として、労働組合「ひょうごユニオン」が県を相手取り、決定の取り消しを求めて神戸地裁に提訴。ユニオンにはタイヤ製造大手「住友ゴム工業」元従業員と、中皮腫で死亡した元従業員の妻ら計7人が加入。昨年5月、健康診断結果の公表や過去のアスベスト使用実態の説明などを求めて同社に団交を要求したが拒否された。県労委に不当労働行為救済を申し立てたが、今年3月、既に退職していることを理由に却下された。

「再生砕石」にアスベストを含有した建材の破片が混入している問題で、さいたま市が今年5~6月に、住民らの求めで再生砕石がある二カ所からプレート片を持ち帰りながら、分析せずに放置していたことが分かった。その後、市は六月議会で「(混入を)確認できていない」と答弁していた。市は「砕石業者への立ち入り調査では適正に処理されていることを確認しており、現時点でも混入は考えられないという認識だ」としている。

9/6 奈良県は環境省の「第2期石綿の健康リスク調査」の委託を受け、アスベストによる健康被害の追跡調査に着手する。平成元年までに県内に居住、石綿を使用していた工場付近に居住し、健康不安を持つ人や、健康被害を受けた人が対象。今回は石綿を吸い込んだ人特有の症状である「胸膜ブランク」の有無について、26年度まで健康状況を継続的に実施する。

9/9 神奈川県は、県内の再生砕石製造業者1社で微量のアスベストが混入した建材が確認されたと発表した。建材の搬入元や製品の出荷先を詳しく調

べる。県は政令指定都市などを除く所管域の廃棄物処理業者46社に対し立ち入り検査を実施。終了した30社のうち、再生砕石の製造業者は21社あり、1社で破砕処理する前のがれきに微量のアスベストが混入していた。

環境省と国土交通省、厚生労働省は、コンクリートなどの建設廃材から作られる「再生砕石」にアスベストが混じるのを防ぐため、建物解体時に廃棄物の分別を徹底するよう、建設業界などに通知した。環境省は各都道府県、政令市に対し、解体現場や廃棄物処理施設を立ち入り検査し、アスベストが混入した廃材が再利用されていないかなどを調べ、報告するよう求めた。

9/13 泉南地域のアスベスト工場の元労働者や遺族らが国に損害賠償を求めている集団訴訟で、原告団は11月17日に予定されている控訴審初弁論で和解を勧告するよう求める上申書を大阪高裁に提出した。

9/18 中皮腫で右肺を摘出する手術を受けながら、左肺でサックスを吹き、同じ患者を勇気づけてきた明石市の矢木龍八さん(58)が先月22日、亡くなった。矢木さんは2歳から小学6年まで、クボタ旧神崎工場から南西約500Mで暮らした。05年、坂道を上がると息切れがするようになり、健康診断で胸水が見つかった。06年6月に中皮腫と診断され「手術しなければ余命1年」と宣告された。右肺や横隔膜を摘出する手術は成功し、翌年には海外旅行に行くほど回復。大学時代の友人からビッグバンドに誘われ、30年ぶりにサックスを吹き始めた。だが08年、残った左肺にも水がたまり出した。抗がん剤治療を受けたが、副作用が強く治療を中止。東京の被害者救済集会にも参加し、デモ行進や演説を通じて、問題が風化しないよう訴え続けた。だが今年8月、病状が急変。妻の二三子さんによると、亡くなった時の顔は、穏やかでほほ笑んでいるようだったという。「無念だったでしょうが、『頑張ったから悲しまなくていいよ』と言ってきているようでした」

9/28 神戸港で約34年間働き、アスベストが原因とみられる肺がんが死亡した男性の妻が、労働災害と認められず、特別遺族給付金を不支給の処分取り消しを求める訴訟を神戸地裁に起こした。男性は1965年から国内最大の石綿輸入港である神戸港で、船舶の積み荷量の確認などをする検数業務に従事。船倉などは大量の石綿粉じんが舞っていたという。男性は99年、肺がんが診断され、2年後に54歳で死亡した。特別遺族給付金を請求したが、神戸東労働基準監督署は不支給を決定し、その後の審査請求も棄却された。国は残留物である石綿小体が乾燥肺1グラム中に5千本以上あることを運用基準の一つにしているが、男性の場合は2551本だった。原告側は、石綿の種類により肺の石綿小体の数が変化するため、暴露を小体の数のみで評価することには限界があると訴えている。

韓国からのニュース

■「労働部の軽い処罰で、建設現場の大型事故が増える」「元請け建設会社の責任者、拘束捜査せよ」／民主労総、建設労組釜山蔚山慶南地域本部

釜山の建設現場で労災事故が続発しているなかで、労働部の職務遺棄が事故を招いたという指摘がされた。民主労総釜山地域本部と建設労組釜山蔚山慶南地域本部は6日、釜山地方雇用労働庁前で記者会見を行い、労働部の根本的な対策が必要だと主張した。

釜山では4月のファミヨン・ロッテ現場の崩壊埋没死亡事故（1人死亡・6人重軽傷）を始め、7月に海雲台現代アイパークで3人が墜落死、8月にキチャン静観商店街の現場で4人が墜落死するなど、続けて重大災害が発生した。釜山本部は、これらの事故は元請けの安全管理義務の不履行と管理監督の不誠実がもたらした『人災』という立場だ。釜山本部は「労働庁は監督の人員不足を理由に挙げているが、事業主への温情行政が事故を産んでいる」とし、「産業安全勤労監督職務規定には、2人以上の死亡事故発生時には拘束令状を請求しなければならないという規定があるのに、これを執行していない」と主張した。

釜山本部によれば、海雲台現代アイパークの場合、元請け・現代産業開発の工期短縮の圧力と、下請け・江南建設の作業強行によって、無資格の労働者が無理に業務に付かさ

れた結果死亡したという事実を労働部が確認したのに、元請け3人、下請け所長の4人を不拘束起訴した。

本部は「検察は不拘束起訴の理由として、遺族との補償合意と、遺族たちの嘆願書提出を強調した」。「建設会社が安全を無視して労働者を死なせても、お金で合意して遺族から嘆願書を受け取りさえすれば良いという論理」と批判した。労働部と検察の軽い処罰が続く限り、労働部の各種対策は何の意味もないということだ。このため本部は、△元請け建設会社の安全対策責任者の拘束捜査の実施、△重大災害発生現場と主要現場に対する労－政の特別安全点検の実施、△名誉産業安全監督官の増員と権限の拡大などを要求した。2010年9月7日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■溶鋸炉事故の使用者側「個人の過失 70%」主張に遺族憤慨

溶鋸炉に落ちて亡くなった青年労働者・キム某(29)氏の遺骨の一部が、10日午前回収されたが葬儀は行われていない。補償問題に関してファミヨン鉄鋼が遺族に、キム氏個人の過失70%を主張したためだ。遺族によればファミヨン鉄鋼は『あそこになぜ上がったのか』と主張し、個人の過失が70%としている。

遺族は「溶鋸炉の上には手摺りなど、安全施設は一つもなかった。誰かが上がらなけれ

ばならなかった。「これはどの誰に起こってもおかしくない事故であった」と鬱憤をぶちまけた。

遺族はまた「事件の初期から安全問題を指摘した。事故直後、会社は労働庁から半月の操業停止になった」として、「補償も補償だが、会社はこうしたことが再び起こらないような解決方法を探すべきなのに、適当に誤魔化そうとするようだ」と指摘した。

現場を見て回った遺族たちは口を揃えて、「安全問題など、作業場の環境が劣悪だった」と批判した。

一方遺族に個人の過失 70% を主張したことについて会社関係者は、「会社が無条件で賠償することはできず、企業としての基準があるではないか。協議は進んでいる」とし、「産業災害補償金による労災補償金、葬儀費、慰労金などが支給されるだろう」と話した。

遺族が提起した安全管理の不十分など作業場の環境問題に関して、会社関係者は「遺族たちは当然に言う言葉だと思う。(遺族たちが)会社の過失だけを言い立てるのは良くない考えだ。労働組合に加入している労働者たちが働いているが、事故が起きるような作業環境なら、労働組合が黙っていない」と答えた。2010年9月10日 民衆の声 ジャンミヨング記者

■市民社会、企業殺人法制定要求の『洪水』 ／青年労働者の溶鉱炉墜落死亡が契機 「事業主の処罰を強化せよ」

青年労働者が溶鉱炉に墜落して亡くなった事件を契機に、労災死亡に対する事業主の処罰を強化しなければならないという世論が

広がっている。労働界は 2002 年からいわゆる『企業殺人法』の制定を要求している。

保健医療団体連合と労働健康連帯、民主労総など労働・市民団体は、15日午前ソウルの清溪広場で記者会見を行い、「政府は労災死亡に対して根本的な対策を作れ」と要求した。これらは「一日に6人、1年に2100人もの人が死んでも、処罰される企業主はいない。「他の国で施行されている企業殺人法と懲罰的損害賠償制度を導入するだけでも、力のない労働者のくやしい死が大幅に減るだろう」と主張した。

労働界は労災死亡を減らすための対案として、2002年から労災死亡事業主に対する刑事処罰を強化する内容の企業殺人法の制定を要求している。毎年この法の制定を求めて、労災死亡を最も多く発生させた企業を選定して『殺人企業選定式』も行っている。イギリスは2008年に企業殺人法を導入した。我が国は労災死亡事業主に対する処罰があまりも軽い。

現行の産業安全保健法によれば、事業主が事業場の危険予防に必要な安全措置を取らず労働者を死に至らせた場合、7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処することになっている。しかし事業主が実際に刑事処罰を受けるケースはきわめて珍しい。40人の死亡者が発生した利川冷凍倉庫火災の惨事で、元請け企業家のコリア冷蔵の代表が業務上過失致死の疑惑などで起訴され、罰金2千万ウォンの確定判決を受けたのが代表的だ。起訴されても、事業主より中間の安全管理者や現場所長が処罰を受けるケースが多い。

パク・ウォンソク参与連帯共同事務処長は「労災事故が発生した時、業務上の過失として使用者の責任を問おうとすれば、被害者が困難な立証責任を負わなければならない」「使用者に刑事的責任を問えるような制度を導入しなければならない」と話した。イム・サンヒョク労働環境健康研究所所長は事故再発防止対策として、△企業殺人法制定による労災死亡企業主の処罰、△鉄鋼・製鋼業者の安全特 点検、△労働部の重大災害公表などを提案した。2010年9月16日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■20代の女性『職業性感染疾患』に最も脆弱／産業安全保健研究院「結核感染が多く」

20代の女性が職業性感染疾患に最も弱いことが分かった。職業性感染疾患は産業災害の一種で、業務遂行中にバクテリア・ウイルス・かびなどの生物学的危険要因に曝露して発症する疾患をいう。

23日、産業安全保健研究院によると、研究院が99年から2007年の間に労災として承認された感染疾患856件を分析した結果、感染患者の60%(513件)が女性だった。そのうち20代が34.5%(294件)で、職業性感染疾患に最も多く曝露したと分かった。

調査結果によれば全感染疾患事例の33.7%が、入社日から1年以内に発生した。大部分が雇用から3ヶ月以内(21.6%・182件)に発生し、6ヶ月から1年以内が12.3%(105件)でこれに続いた。最も多い感染源は結核(35.8%・283件)と発疹チフス(35.4%・280件)であった。

業種別には、公共行政保健と教育サービ

ス業が全体の61.1%(520件)で、感染疾患が最も多かった。韓国標準職種分類では、専門職(347件・39.2%)と単純労務職(264件・31.2%)で感染疾患が多数発生した。2010年9月24日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■現代建設、建設会社の中で死亡災害発生率1位／死亡災害上位業者を大型建設会社が占める

今年、建設会社の中で現代建設が死亡災害を最も多く発生させたことが分かった。

26日、雇用労働部が国会・国土海洋委員会のキム・ジェユン民主党議員に提出した『事故性重大災害発生現況』によると、現代建設は今年8月末までに死亡災害9件・死者数9人を記録し、『死亡災害1 建設会社』とされた。大宇建設が死亡災害7件・死者数7人で2 となった。SK建設と現代産業開発も各々5件・3件の死亡災害を起こし、5人の死亡者が発生した。

昨年と同じように、国内の大型建設会社が死亡災害上位業者リストを占めている。特に現代建設、大林産業、GS建設、三星物産(建設部門)は、昨年に続き今年も『死亡災害10大建設会社』に名を挙げた。

これによって、政府次元でもこれらに対する管理・監督を強化しなければならないという主張が提起されている。キム・ジェユン議員は「大型建設会社の安全不感症が改善されず、我が国は労災王国の汚名を拭えていない」とし、「重大災害発生を予防する政府の管理・監督権を強化し、同時にきつく処罰しなければならない」と主張した。

イ・ハンナラ党議員も、労働部の『2007～2010年10大建設会社死亡発生現況資料』を分析した結果、「10大建設会社のうち、現代建設、大宇建設など、建設会社の安全管理が非常にお粗末だと明らかになった」と批判した。2010年9月27日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■今年の業務上疾病不承認率、最高値を記録

産後養生院で皮膚管理士として働くキム・某(51)氏は、昨年7月、仕事をしている途中に脳出血で倒れた。いつも午前8時に出勤して午後6時まで働いていたキム氏は、発病前日の日曜日も午前9時30分に出勤し、在庫の把握と整理業務を行った。キム氏は翌日午前10時から産婦の皮膚管理をしている時に頭痛と吐き気を感じ、119救急車で病院に護送された。キム氏は勤務途中で脳出血で倒れたが、勤労福祉公団は業務との相当因果関係が認められないとして、療養不承認処分を出した。

業務上疾病に対する不承認率が年々高まっている。26日に国会の環境労働・女性家族委員会のイ・ジョンソン・ハンナラ党議員が、勤労福祉公団から提出させた『2008年～2010年5月の業務上疾病判定委員会の疾病判定現況』によると、業務上疾病に対する産業災害不承認率が、2008年の55.3%、昨年の60.7%から、今年は64.5%に高まったことが分かった。2008年に業務上疾病判定委制度が導入された以後、業務上疾病の不承認率の最高値を更新した。

脳心血管疾患の場合、不承認率が2008

年の78.3%から昨年の84.4%、今年は84.5%で、持続的に上昇している。筋骨格系疾患の不承認率も、2008年の39%から今年の53.1%に高くなった。このように業務上疾病不承認率が高まる原因としては、2008年に産業災害補償保険法が改正されて厳格になった業務上疾病認定基準と、疾病判定委制度の導入が指摘されている。労災保険法改正前は、キム氏のケースのように業務遂行中に発生した脳出血はすべて業務上疾病と認定されたが、法改正以後は疾病と業務との相当因果関係を厳格に求めている。

このため、労働界は業務上疾病認定基準の改正を要求している。シン・ヨン Chol 公団理事長も最近「認定基準改善を検討している」。「疾病判定委の事件当りの審議時間を延ばしたり、会議毎の審議件数を減らすなど、改善法案を多角的に検討している」と明らかにした。

イ・ジョンソン議員は「産業現場の特殊性を考慮せず、承認を受けられる勤労者も不承認として処理されている」とし、「疾病判定委で審査をする時、口述審理を強化し、現場調査を実施できるように制度を改善しなければならない」と話した。

また韓国タイヤ大田工場で、25日にイ・某(28)氏が急性心臓疾患で亡くなったことが分かり、業務上疾病に対する論議が再び持ち上がりそうだ。今年5月に韓国タイヤの協力業者に入社して、大田工場のTBR(バス・トラック用タイヤ)修理工場で大型タイヤの表面を整える仕事をしていた李氏は、この日の午前、家で亡くなった状態で発見されたと伝

えられた。2010年9月27日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

■三星電子職業病、国政監査の俎上に

28日、半導体労働者の健康と人権を守る『パノリム』によれば、今月までに集計された三星電子の職業病被害者は90人余に達する。このうち30人余りが死亡したことが分かっている。職業病被害が初めて知らされた三星電子半導体を始めとして、三星LCD、三星電気などで血液癌・脳腫瘍・稀少癌など、各種被害事例が絶えることなく続く。

参加連帯は5月、匿名の提供者からソウル大の『三星電子(株)器興事業場曝露評価部門諮問報告書』という情報を提供された。報告書には、三星電子器興工場では化学物質に対する管理がキチンとされず、実際危険なレベルのガス露出もあったという事実が記されていた。この間の三星電子側の主張に真っ向から反論する内容だ。

これによって参加連帯を中心にした市民団体は、今年の国政監査で三星電子の職業病問題を再び議題化することにした。この日の報告書公開も同じ流れでなされたものだ。市民団体の要求は、ソウル大の諮問報告書でも化学物質曝露の管理に関して色々な問題点が確認されており、職業病被害者の産業

災害を認めなければならないということだ。また、三星電子が闘病中の労働者と遺族に相応の補償をし、作業環境改善のために努力することを求めている。

政府と国会がしなければならない課題も多い。報告書にも明らかなように、三星電子が使っている化学物質の中の一部は、どのような物質なのかすら確認にされていない。企業秘密という理由だ。そのため、政府と国会によって有害物質に関する情報公開を義務化しなければならないという主張は、説得力を持っている。

この日公開された報告書は、ソウル大が作成した報告書の一部に過ぎない。残りの公開されていない報告書と、韓国産業安全保健公団の半導体関連作業環境・有害要因関連研究結、三星電子労災申請被害者に対する疫学調査結果などに関しても、公開要求が続いている。パク・ウォンソク参加連帯共同事務局長は「職業性癌や珍しい疾患の場合、被害労働者が数年前の作業環境から、明白な因果関係の証拠を見付けることは不可能だ」として、「政府と国会は産業災害補償保険法を改正しなければならない」と話した。2010年9月30日 毎日労働ニュース チョ・ヒョンミ記者

(翻訳：中村猛)

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881
E-mail:joshrc@jca.apc.org URL:http://www.jca.apc.org/joshrc/

前線から

泉南アスベスト国賠訴訟 に早期解決を！ 控訴審を前に集会

大阪

10月6日に泉南国賠の第2陣3回目の公判があり、夜は天満研修センターにおいて「早期解決を求める大阪市内集会」が行われた。集会には患者と家族の会からも、関西支部

尼崎支部をはじめ多くの方が参加し、全体で140名の参加があった。超党派の国会議員29名から熱いメッセージが寄せられた。勿論、田島一成前環境副大臣の名前も読み上



げられた。この集会にはアスベストのみならず水俣病、B型肝炎、薬害イレッサ、廃プラスチック公害、大気汚染などの活動に取り組む団体からもあいさつがあり、公害連帯の拡がりを感じた。

政治の動きや早期解決を求める世論の広がりを、当面は1万団体署名に結集して、11月10日に裁判所と国に届ける事が決まった。

集会の最後に、第一陣、第二陣の原告たちが揃って壇上に並んだ姿は圧巻だった。来る11月17日の控訴審に向けての大きな渦が起こり、周辺の全てを巻き込みそうだ。第1回目の「泉南アスベスト国賠控訴審」には、ぜひ皆さん傍聴に駆けつけて頂きたい。国の正当な対応により、全ての被害者救済が実現する早期決着に期待したい。



アスベスト禍はなぜ広がったのか 日本の石綿産業の歴史と国の関与

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編

発行 日本評論社
<http://www.nippon.co.jp/book/5043.html>

判型： A5判 ページ数：248ページ
定価： 税込み 2,520円（本体価格 2,400円）

9月の新聞記事から

9/2 中国環境保護部(省)は化学工場から有害物質が河川などに流出する事故が相次ぎ、全国規模で徹底調査を開始した。調査期間は今月1日から11月末までで、全国40万か所の化学工場が対象。事態を重く見た当局が再発防止のため、徹底調査に乗り出した形だ。

9/3 川崎重工業神戸工場のグループ長だった男性がうつ病で自殺したのは仕事の原因として、妻が労災の遺族補償給付金などの不支給処分取り消しを求めた訴訟の判決が神戸地裁であった。裁判長は、男性が仕事で大きな重圧を受けていたとして労災を認め、神戸東労働基準監督署の処分を取り消した。判決は「残業時間は過重だったと認められない」が、男性の立場は、1件も受注できない中で450億円の大きな商談を任せられ、「失敗すれば自らの存在価値も問われかねない状況だった」と指摘した。結局商談はまとまらず、男性の部署は社内で「金食い虫」と厳しい指摘を受けた。男性は00年12月にうつ病と診断され、02年5月に自宅で首をつって死亡した。

9/15 防衛省・自衛隊の自殺者が毎年100人近くに上る。04-06年度は3年連続で100人に達し、07年度以降は80人台で推移、08年度の自殺者83人は10万人あたり33人となり、一般職国家公務員10万人あたりの自殺者22人に比べ1.5倍。09年度は86人、内訳は陸上自衛官53人▽海上自衛官15人▽航空自衛官12人▽事務官ら6人。推定原因は、職務18人▽精神疾患、借金各16人など。自殺の多い背景として、ある幹部自衛官は「駐屯地などに住み込み規律も厳しい。海外派遣など新たな任務もストレスになっている」と分析する。命令に対する服従が根幹の自衛隊組織では、上官の指導という名の「いじめ」が見受けられるケースもあるといい、海自佐世保基地の護衛艦「さわぎり」で99年、男性3曹が艦内で首つり自殺した問題では、上官の言動が原因として国に350万円の賠償を命じる判決が確定した。

陸上部顧問として部活動中の08年に川で水死した奈良県上北山村立上北山中教諭、小泉康成さん(52)について、地方公務員災害補償基金審査会は「顧問の役割は多岐にわたり、災害は業務の中で起きた」と公務災害と認定した。判決は8月27日付。小泉さんは08年8月7日、部員3人の自主練習を指導した後、学校近くの川で部員らを泳がせ監視していた。部員らに続いて堰堤から飛び込んだがおぼれ、翌日死亡した。同支部は「飛び込んだ時に監視業務を逸脱した」として、公務災害と認めなかった。

9/16 島根県浜田市の男性職員が自殺したのは上司らのパワハラが原因としての遺族の公務災害認定請求について「公務外」とした地方公務員災害補償基金島根県支部の決定を同支部審査会が取り消していたことが分かった。判決は9日付。「自殺はひどいじめにより、上司の行動はパワハラに該当する」などと指摘。男性職員は係長だった2006年1月、うつ病と診断されて休職。その後復職したが、係員全員が署名した「(係長の)更迭嘆願書」を所属長に示され、症状が悪化。自宅に「職場放棄ですか。市役所全体があきれている」などと中傷するはがきが届き、同年10月に自殺した。

原発で作業して被ばくし、心筋梗塞になったとして労災を申請していた福岡市の梅田隆亮さんに対し、松江労働基準監督署は補償の不支給を通知した。梅田さんは1979年3月に中国電力島根原発、同年5～6月に日本原子力発電敦賀原発の定期検査で、下請け作業員として配管の溶接作業などに従事。2000年3月に体調不良を訴えて心筋梗塞と診断され、08年9月、松江労働基準署に労災申請していた。梅田さんは08年7月、長崎大医学部で「心筋梗塞の発症に被ばくが関与している可能性は否定できない」と診断されており、今回の決定を「納得できない」として島根労働局に審査請求の手続きを取った。

9/17 札幌市内の病院勤務医のおよそ4人に1人が、厚生労働省の過労死認定基準に相当する長時間労働をしていることが、札幌市勤務医協議会の調査で分かった。特に大学病院で長時間労働が半数近くに上る。調査は6月5日～7月20日、札幌市内の勤務医4272人を対象に実施し853人(20%)が回答。週平均実労働時間は、48時間以上～60時間未満が24.4%。週平均64時間以上は27.0%で、うち100時間以上も2.7%いた。特に過大学病院の勤務医は64時間以上は47.6%に達し、国公立・公的病院、民間病院の1.8～2.4倍。

シルバー人材センターに登録し、兵庫県加西市の工場で作業中にプレス機に手を挟まれて負傷した男性が、労災認定を求めた訴訟の判決で、神戸地裁は男性が労災保険法の適用される「労働者」に当たると判断。西脇労働基準監督署の不支給決定を取り消した。就業先と雇用関係のないセンターの登録者を労働者と認める判決は異例。判決は労働者に当たるかどうかは個別の勤務実態で判断されるとして、「残業して納期に対応するなど、工場の指揮命令に従って勤務していた」と認めた。

9/18 名古屋地裁の徳永幸蔵裁判官が、パートや派遣として働く若い非正規労働者が交通事故での死亡や障害についての「逸失利益」は正社員より少なくするべきではないかと提案した論文を、専門理事裁判官と共同執筆し、1月発行の法律専門誌「法曹時報」に掲載された。テーマは「逸失利益と過失相殺をめぐる諸問題」で、非正規労働者として働き続けても収入増が期待できるとはいえず、雇用情勢が好転しない限り、正社員化が進むともいえないと指摘。(1)実収入が相当低い(2)正社員として働く意思がない(3)専門技術もないなどの場合、若い層でも逸失利益を低く見積もるべきだと、「全年齢平均賃金」から一定の割合を差し引いて金額を算出する方法を提案した。この論文に非正規労働者側は反発している。

9/29 校長に退職を迫られるなどのパワハラを受けて精神的な苦痛を被ったとして、鳥取城北高校の副校長が、校長に慰謝料など数百万円の損害賠償を求める訴えを近く鳥取地裁に起こす。副校長は今年1月中旬、校長が同席する場で事務局長から突然「後進に道を譲ってもらいたい」と通告され、2月下旬に退職しないと校長に伝えたが、校長は更に退職を迫り、今月には校長の知人の元県議からも辞めるように促された。この間、退職を求められる理由は一切説明されなかったという。